

令和3年3月23日

第105回 神戸市個人情報保護審議会

参加者応募に係るインターネット
受付システムの導入について

(企画調整局)

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三

答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 25 日付け神
企医新新第 377 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

記

参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 実施機関は、2015 年度からスタートアップの育成支援を中心とする I T 関連の産業
政策としてイベントの開催及び参加者の募集のため、民間事業者が運営するイベント
告知、参加者募集事業者の専用サイト「Peatix」を利用していた。
昨秋、「Peatix」が第三者による不正アクセスを受け個人情報の漏えいが発生し、
実施機関も被害を被ったが、この被害確認の際に条例第 11 条第 1 項に基づく諮問が
なされていなかったことが判明した。
- 2 実施機関が、迅速かつ正確なイベント応募者情報の把握や市の取組みの認知向上を
期待して当該サイトを利用し、個人情報の電子計算機処理を行ったこと自体について
は、特に問題はなかったといえよう。
ただし、今般の事故のような被害を被らないために、今後、同様の電子計算機処理
を行うにあたり導入するソリューションは慎重に検討のうえ、事前に審議会の諮問手
続きを経なければならない。